

なくそうハラスメント!!

ハラスメントかなと思ったら一人で悩まずに気軽に相談してみよう!



高岡法科大学
ハラスメント防止・対策協議会

1. ハラスメントとは

ハラスメントの定義

相手方を不快に思わせたり、
不利益を感じさせるような
発言や行為、被害者の修学、
就業環境を大きく損なうような
行為をハラスメントと言います。
(ハラスメント防止規則
第3条より)

本学におけるハラスメント防止規則は、大学ホームページで閲覧できます。

2. ハラスメントの種類

教育・研究・就業の場におけるハラスメントのうち代表的な3つを紹介します。

ハラスメントはこれらに限られません。また、これらの概念に直接あてはまる場合もありますが、相互に複雑に絡み合いながら発生することもあり、それぞれの境界は明確ではありません。

(ア) セクシュアル・ハラスメント

教育・研究、管理的業務に関連して、一方の当事者が他方の当事者の意に反する性的な発言や行動を行い、これにより他方の当事者に不利益や損害を与え、または個人の尊厳もしくは人格を侵害することをいいます。

-----[例]-----

- ・相手の同意を得ずに正当な理由無く、身体に接触、性的関係を強要すること。
- ・卑劣な発言、容姿・容貌に関する性的な発言をすること。
- ・「男(女)らしくない」「女(男)のくせに」「男なのに根性がない」「女は役に立たない」などの発言をすること。
- ・恋愛経歴や性体験など、個人的な性的話題を持ち出し質問すること。また、無理矢理答えさせようとする事。
- ・執拗に性的なメールを送信すること、また、ソーシャルメディアなどで個人を特定して嫌がらせをすること。
- ・卑劣な画像をスクリーンセイバーにしたり、職場に掲示すること。

(イ) アカデミック・ハラスメント

教育・研究活動において指導的立場にある者が、その指導をうける者に対し、指導上許容されない発言や行動を行い、その指導をうける者の自由で主体的な学修活動や研究活動、円滑な職務遂行を妨げ、個人の尊厳または人格を侵害することをいいます。

-----[例]-----

- ・ゼミ担当教員が教育・研究上必要のない利己的な用務を行うよう強く要求すること。また、教育上、指導・管理する立場の者が、食事やデートの誘いなど、個人的なつきあいや交際を強要すること。また、それに応じない場合、報復的な差別行為を行ったり、評価を適切に行わないこと。
- ・教員が学生や院生に対して、適正な指導の範囲を超えて、研究上の不十分な点について、大声で叱責したり、暴言を繰り返すこと。

(ウ) パワー・ハラスメント

管理的業務活動の上で優越的立場にある者が、その立場や経験を利用して、優越的立場にない者に対して、不適切な発言や行動を行い、その者に不利益や損害を与え、またはその者の個人の尊厳や人格を侵害することをいいます。

-----【例】-----

- ・集団で個人をいじめること
- ・業務上必要な情報を流さなかったり、失敗やミスを繰り返して追及すること
- ・特定の個人に仕事を割り振らない、または、意味のない仕事を割り当てること
- ・職務上管理する者からされる者へ、「ばか」「無能」「やめてしまえ」など、人格を侵害するような侮辱的な発言をしたり、誹謗中傷・うわさ等を流すこと

3. ハラスメント Q&A

ハラスメントに関するよくある質問とその答えをまとめておきます。

Q. なぜハラスメント対策が必要なのですか？

A. ハラスメントは人権侵害であり、そのような行為を放置しては、ふさわしい修学・就業環境を望めないからです。またセクシャル・ハラスメント対策を行うことは、男女雇用機会均等法により、学長に義務付けられています。

Q. ハラスメントは、教員と学生の間でしか起こらないのですか？

A. 教員が学生にハラスメントをするというのが大多数ですが、その逆も考えられますし、学生同士、教職員同士でもハラスメントは成立します。また、性別を問わずハラスメントは成立します。

Q. ハラスメントかどうかを誰が判断するのですか？

A. 相手が不快に思ったり、不利益に感じたかどうかです。
「そんなつもりではなかった」、「冗談だった」という加害者側の言い訳は通用しません。

Q. 学外で起きたハラスメントの相談にはのってこないのですか？

A. 課外授業、ゼミコンパ、サークルの遠征先などで起きたハラスメントも対象となります。対象となるか分からない場合も、とにかく相談してください。一緒に対策を考えましょう。

4. ハラスメントを未然に防ぐ

ハラスメントを未然に防ぎ、みんなが気持ちよく学べる大学環境を作るためには、それぞれが、

- ①ハラスメントは人権侵害であること
- ②自分もいつ加害者になるか分からないという認識を持つことが大切です。

加害者にならないために

加害者にならないために、次のことを守ろう！

- ・疑いをもたれる環境を作らない！
- ・日頃から自分の言動や行動に気をつける！
- ・自分で気づいたり、指摘されたら直ぐにやめる！

被害者にならないために

被害者にならないために、また、被害を大きくしないために、次のことに気をつけよう！

- ・あいまいな態度は禁物！
もし不快だと思えば、勇気を出して、早めに相手に伝えよう！
- ・被害が大きくなる前に、相談員や身近な信頼できる人に相談しよう！
- ・できるだけメモなどの記録(日時、場所、状況)を残しておこう！



相談者のプライバシーは必ず守ります。
相談により、不利益を受けることはありません。
教職員には守秘義務があり、
秘密を漏らすことは禁じられています。
安心して相談してください。

* 申立てにおいても、相談者が不利益を受けることのないよう、細心の注意を払います。